

かほく市空き家空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家及び空き店舗（以下「空き家等」という。）の活用を促進することにより、地域の活性化を図るため、空き家等に出店する個人又は法人に対し、予算の範囲内においてかほく市空き家空き店舗活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない市内に存する家屋をいい、同一地番に存する家屋以外の建物を含むものとする。
- (2) 空き店舗 過去に商業等の用に供していた実績があり、その後閉鎖された市内に存する店舗をいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、空き家等を購入し、又は賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定による日本標準産業分類における飲食店又はその他の織物・衣服・身の回り品小売業を営むもの
- (2) 週5日以上営業するもの
- (3) 開業後3年以上継続して営業するもの
- (4) 認定申請をした日から6箇月以内に開業するもの
- (5) かほく市商工会に加盟するもの
- (6) 補助金の交付を申請する時点において、かほく市以外の市町村を含む市町村民税等を滞納していないもの
- (7) この告示の規定による補助金の交付を受けたことがないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業でないもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

(補助金の額の加算)

第5条 補助金の交付対象者が開業時に45歳以下の若者又は女性の場合は、別表に規定する補助金の額に30万円を加えるものとする。ただし、かほく市創業者支援事業補助金交付要綱(平成23年かほく市告示第24号)に規定するかほく市創業者支援事業補助金(以下「かほく市創業者支援事業補助金」という。)を申請する場合において若者等チャレンジ支援補助の加算がある場合は、本補助金の加算対象としない。

2 別表に規定する物件改装工事費について、本市に営業所又は事務所を有する市内建築業者による改装工事を行った場合は、同表に規定する補助金の額に20万円を加えるものとする。

(補助金の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家等の購入又は賃貸借契約後速やかにかほく市空き家空き店舗活用事業認定申請書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該補助対象事業の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 経費の見積書及び工事請負契約書の写し
- (4) 賃貸借契約書の写し(賃借料が補助対象の場合)
- (5) 売買契約書の写し(物件購入費が補助対象の場合)
- (6) 事業実施位置図
- (7) 改装前の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、認定の可否を決定し、かほく市空き家空き店舗活用事業認定通知書(様式第4号)又はかほく市空き家空き店舗活用事業不認定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金(賃借料に係るものを除く。)の交付を受けようとする者は、開業した日から起算して3箇月以内に、かほく市空き家空き店舗活用事業物件購入費等に係る補助金交付申請書(様式第6号)により、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

- (3) 開業等届出書の写し又は営業を開始したことが証明できる書類
- (4) 改装後の完成写真
- (5) 住民票の写し（申請者が45歳以下の場合に限る。）
- (6) かほく市商工会への加入申込書の写し
- (7) 納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金（賃借料に係るものに限る。）の交付を受けようとする者は、開業した日の属する月から1年を経過する月から起算して3箇月以内に、かほく市空き家空き店舗活用事業賃借料に係る補助金交付申請書（様式第8号）により、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定通知）

第9条 市長は、前条の交付申請があった場合において、当該申請が補助事業の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、かほく市空き家空き店舗活用事業物件購入費等に係る補助金交付決定通知書（様式第9号）又はかほく市空き家空き店舗活用事業賃借料に係る補助金交付決定通知書（様式第10号）により、その額を申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条のかほく市空き家空き店舗活用事業物件購入費等に係る補助金交付決定通知書による通知を受けたときは、かほく市空き家空き店舗活用事業物件購入費等に係る補助金交付請求書（様式第11号）により、補助金の請求を行うものとする。

2 申請者は、前条のかほく市空き家空き店舗活用事業賃借料に係る補助金交付決定通知書による通知を受けたときは、かほく市空き家空き店舗活用事業賃借料に係る補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（現況調査）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があると認めた場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額等
賃借料 (敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く。)	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、30万円を限度とする。補助対象期間は、開業した日の属する月から12箇月とする。
物件購入費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、150万円を限度とする。
設備導入費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。
物件改装工事費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。
広告費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。ただし、広告作成に係る備品購入費は対象外とする。

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助金の対象としない。
- 3 本補助金以外の補助制度を活用し補助金を受給する場合は、その補助額を差し引いた額を補助対象経費とする。